

高等学校DX加速化支援業務委託仕様書

1 件名

高等学校DX加速化支援業務委託

2 目的

鹿児島県が実施する高等学校DX加速化推進事業において、県教育委員会での円滑な事業遂行並びに域内の県立高等学校におけるICTを活用した文理横断的な学びの強化推進のための支援を行う。

3 履行期限

令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 本県の高等学校DX加速化推進事業の採択校（以下「採択校」という。）の現状分析と課題抽出

- ・ 文部科学省の示す交付要綱，実施要領，採択基準等の確認
- ・ 全国における採択校の取組に係る情報の収集
- ・ 本県の県立採択校のICT環境および教育カリキュラムの現状の調査確認
- ・ 本県の県立採択校の文理横断的な学びの実施状況と課題の抽出

(2) 支援計画の策定

- ・ 調査結果に基づく本県の県立採択校に適した支援計画の策定
- ・ ICT機器の導入や活用方法，教員研修プログラムの提案

(3) ICT機器およびソフトウェアの導入支援

- ・ 必要なICT機器およびソフトウェアの選定と導入支援
- ・ 導入後の運用サポートおよびトラブルシューティング

(4) 教員研修の実施および成果発表会に係る支援

- ・ ICTを活用した教育方法に関する教員研修の企画及び実施
- ・ 文理横断的な探究学習の指導方法に関する研修のための支援及び実施
- ・ 鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室（以下、「教育DX推進室」という。）が企画する成果発表会の支援

(5) 関係企業や大学等との連携に向けた支援

- ・ 本県の県立採択校と企業や大学等との連携による最新のICT技術や教育手法の導入のための情報収集及び支援
- ・ 企業や大学等からの専門家を招いた講演やワークショップの実施に係る支援
- ・ インターンシップや共同研究プロジェクトの推進

(6) 進捗管理と評価

- ・ 支援計画の進捗状況の定期的な報告
- ・ 事業終了後の評価及び改善提案

(7) ポータルサイトの構築と運用

- ・ ポータルサイトの構築及び本事業に係る情報の発信

5 本業務の範囲

(1) 事業計画策定業務

受託者は、本業務を進めるに当たり、教育DX推進室と受託者が合意するべき事項などを取りまとめた計画書（配置計画及び業務内容。以下「事業計画書」という。）の案を作成し、本業務の契約締結後2週間以内に教育DX推進室へ提出の上、承認を得ること。

また、事業計画書の管理は、受託者が責任をもって行うものとし、修正が必要となった場合、受託者は速やかに修正案を作成し、教育DX推進室へ提出の上、承認を得ること。

ア 管理業務

(7) 受託者は、DX支援員を配置し、十分に学校の支援を行えるよう事業所内に総括責任者を置くこと。

(i) 総括責任者は、教育DX推進室及び本県の県立採択校との緊密な連携の下、DX支援員の管理監督及び全体を統括するコーディネーター的役割を果たし、配置後もDX支援員が十分に学校支援を行えるように、配置に係る日程調整・管理、業務状況の把握、指示・指導・助言等の管理及びサポートを行うこと。

(ii) 総括責任者は、学校からの様々な要望に対応するため、DX支援員全員が均一した業務レベルになるようにすること。

(e) DX支援員に変更が生じた場合でも円滑に支援活動ができるよう、フォロー体制を構築すること。

イ 運用業務

受託者は、事業計画に基づき事業を実施することとし、DX支援員の活動状況等を管理するとともに、定期的に報告書を作成し、原則として対面にて教育DX推進室へ報告すること。

また、本業務を行うに当たり、適切な知識及び経験のあるスタッフの確保に努め、下記の業務を行うこと。

(7) 名簿の提出

本業務の各責任者、教育DX推進室と連絡及び調整を行う窓口となる担当者を含めた各業務担当者など、スタッフ名簿を教育DX推進室に提出すること。なお、スタッフを変更するときも同様とする。

(i) 業務管理

a 受託者は、常に業務の進行状況について把握し、円滑な進行を図ること。

b 業務の進捗状況及び予定については、定期的に報告書を提出の上、説明することとし、教育DX推進室の承認を得て次の業務を行うこと。

c 事業計画書に基づく業務の予定に変更が生じる場合は、事前に教育DX推進室と協議を行い、変更した事業計画書を速やかに提出すること。

d 本仕様書に記載なき事項であっても、本業務の遂行上、必要と認められる事項については、受託者及び教育DX推進室で協議の上、実施すること。

(2) DX支援員の派遣業務

ア 派遣回数等

年間240時間、1校あたり年間12時間

イ 実施日程及び実施方法

以下のとおりとする。ただし、事前に本県の県立採択校と支援日程等の打合せの上決定し、変更が生じる場合は、臨機応変に対応すること。

(ア) 本土にある学校：1校あたり1回3時間程度、年間4回1人以上派遣

(イ) 離島にある学校：1校あたり1回6時間程度、年間2回1人以上派遣

ウ DX支援員に必要なスキル

以下に示す全てのソフトウェアについての技術支援及び操作支援が行えること。

- ・ Windows OSの各バージョンの操作
- ・ Microsoft 365各バージョンの操作
- ・ Google Workspace for Educationの操作
- ・ ロイロノート・スクール、Good Notes、Canva等、DX加速化推進事業にて使用するアプリケーションの操作
- ・ 生成AIアプリケーションの操作
- ・ 導入機器一式（プロジェクタ、電子黒板等）の操作

エ 本県の県立採択校の要望を聞きながら、現場に求められる以下の業務を行う。

(ア) 全国の採択校における本事業に係る取り組みについて情報を収集しつつ、本県の県立採択校のイメージする本事業による成果、目標等の聞き取りを行い、目標達成に必要な取組、整備が必要な機器等についての支援を行うとともに、関連企業や大学等との連携に係る情報収集と協力体制の構築に向けた支援

(イ) 教職員に対する授業で活用できる先進的なデジタル教材やソフトウェアの紹介及び教材の作成支援、タブレット端末、大型提示装置等のICT機器を活用した効果的な授業事例・授業案の紹介及びアドバイス等、活用推進のための提案

(ウ) 教職員が先進的なソフトウェアを利用するに当たっての、設定及び操作方法等の支援

(エ) 授業や研修に向けた資料の作成支援

(オ) 教職員に対するICT機器やソフトウェアの使用、操作方法、授業研究等の研修会の実施

(カ) 授業や研修に関する機器やソフトウェア等の調整、トラブル時の応急措置

(キ) (ア)～(カ)の他、本県の県立採択校の要望する支援

(3) オンラインミーティング等による支援

ア 訪問による支援とは別に、オンラインミーティング等により支援を行う。

イ オンラインミーティング等は平日9:00～17:00の間で対応する。

ウ 年間400時間、1校当たり年間20時間

エ Zoom、Microsoft Teams、Google Meet等のプラットフォームを使用して行う。

オ 支援内容

(ア) 本事業の取組に関する相談

(イ) 技術的なサポート

(ウ) 教員向けオンライン研修

(エ) その他、本県の県立採択校が希望する内容で支援可能な内容

(4) 連絡及び報告関連業務

ア 支援の日程調整に関しては、本県の県立採択校とそれぞれ事前調整すること。

- イ 支援実施後は、その都度支援報告書を作成し、学校へ報告すること。
- ウ 毎月実施した支援内容をまとめ、教育DX推進室へ報告書を提出すること。

(5) その他

- ア 上記以外のDX支援員に関する業務について、教育DX推進室と受託者で協議の上、可能な限り対応すること。
- イ 支援費用及び支援先への交通費等、一切の必要経費は受託者負担とすること。
- ウ DX支援員が本事業に関する移動の際、事故等があった場合は、受託者の責任において、一切の処理をするものとする。また、加害者となった場合も同様とする。
- エ 契約締結後、支援体制表を提出すること。また、支援体制に変更が生じる場合は、変更後の支援体制表を速やかに提出すること。

6 業務遂行上の留意事項

- (1) 当月の活動状況及び翌月の活動計画書を毎月、教育DX推進室へ原則として対面にて報告すること。
- (2) DX支援員の配置又は派遣業務は、令和8年3月31日までに完了するものとする。
- (3) 本県の県立採択校とよく打ち合わせの上、支援計画を立てること。また、必要に応じて支援計画を見直し、学校の要望に応えられるようにすること。

7 委託業務完了後の提出書類

本事業の終了後、以下の書類を教育DX推進室へ提出すること。

- ・ 委託業務完了報告書（A4判・任意様式・電子データファイルにて提出）
- ・ 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、教育DX推進室が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む。）
電子データファイルは、マイクロソフト社のWord, Excel, PowerPointのいずれかで作成されたものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 著作権等に関する配慮
提供するデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (2) 本事業に関する新規作成物
本事業に関する新規作成物については、鹿児島県教育委員会に帰属することとする。
ただし、受託者保有の既存著作物については、権利を留保するものとし、この場合、鹿児島県教育委員会は使用許諾を与えられたこととする。

9 支援対象校

令和7年度 継続本県の県立採択校	
大島	
喜界	
種子島中央	
加世田常潤	
隼人工業	
鹿児島水産	
加治木工業	
市来農芸	
出水	
鶴丸	
加治木	
川内	12校

令和7年度 新規本県の県立採択校	
鹿児島工業	
垂水	
川内商工	
山川	
蒲生	
古仁屋	
伊集院	
薩摩中央	8校

計 20校

10 その他

- (1) 受託者は、受託業務全般を把握している担当者を置き、必要に応じて、教育DX推進室との連絡調整を密に行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度、教育DX推進室と受託者が協議して決定するものとする。